

平成12年第6回教育委員会記録

平成12年3月22日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日	時	平成12年3月22日(水)午前10時07分～12時20分					
場	所	教育委員会室					
出席委員	委員長	舟 生 清	委員長	大 門 哲			
	職務代理者		職員	丸 田 頼 一			
	委員	鬼 丸 かおる	委員				
欠席委員	(なし)						
出席説明員	教育長	與 川 幸 男	学校教育部長	栗 田 和 雄			
	庶務課長	伊 藤 重 夫	学務課長	和 田 義 広			
	施設課長	横 山 薫	社会教育部長	辻 武			
	指導室長	石 倉 敏 雄	社会体育課長	荒 井 健 一			
			中央図書館長	古 川 正 司			
	社会教育 センター所長	土 佐 和 男	中央図書館 次長	赤 井 則 夫			
事務局職員	庶務課係長	伏 見 博	振興課係長	若 林 茂			
	法規主査	能 任 敏 幸	担当書記	後 藤 行 雄			
傍聴者数	0 名						

会議に付した事件

議案第28号 杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則等の一部を改正する規則……可決

議案第29号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則……可決

議案第30号 杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則……可決

議案第31号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則……可決

決

議案第32号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則……可決

議案第33号 杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……可決

議案第34号 杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則……可決

議案第35号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則…
…可決

- 議案第36号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則.....可決
- 議案第37号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則.....可決
- 議案第38号 杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則.....可決
- 議案第39号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則.....可決
- 議案第40号 杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則.....可決
- 議案第41号 杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則.....可決
- 議案第42号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則.....可決
- 議案第43号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則.....可決
- 議案第44号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則.....可決
- 議案第45号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育特別手当に関する規則.....可決
- 議案第46号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則.....可決
- 議案第47号 杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則.....可決
- 議案第48号 杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則.....可決
- 議案第49号 教育財産の用途廃止について.....可決
- 議案第50号 事務局参事の設置について.....可決
- 報告案件 1 平成12年度杉並区学校給食の標準について
- 2 平成12年度耐震補強事業について
- 3 社会教育施設の工事について

委員長 ただいまから、平成12年度第6回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員に丸田委員を指名いたします。議案の審議がございます。合計変更になって23本ということです。

それでは議案の審議から始めます。日程第1。議案第28号杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則等の一部を改正する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第28号杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則等の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。平成12年4月1日より、教育委員会組織改正に伴います規定の整備を図るためのもので、条立てで、9本の規則改正を行うものです。議案を朗読いたします。

「議案第28号杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則等の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則等の一部を改正する規則。第1条。杉並区教育委員会教育長の職務を代理する職員の指定の規則に関する規則（昭和37年杉並区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。」以下、改正内容については、新旧対照表でまとめてご説明を申し上げます。

第2条。杉並区立校外施設管理事務所設置等に関する規則（昭和45年杉並区教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条。杉並区教育財産管理規則（昭和58年杉並区教育会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条。杉並区立科学教育センター処務規則（昭和61年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条。杉並区立済美教育研究所処務規則（平成2年杉並区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条。杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条。杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則（平成元年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条。杉並区立郷土博物館処務規則（平成元年杉並区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条。杉並区立図書館処務規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次

のように改正する。

新旧対照表に移りまして、上段が新規則、下段が旧規則です。第1条による改正です。こちらは教育長の職務を代理する職員の指定に関する規則の一部改正です。第1条のところで、旧規則で「第一順位、学校教育部長、第二順位、社会教育部長」とありますが、新規則では「第一順位、教育委員会事務局次長、第二順位、教育委員会事務局庶務課長」という形に変更するものです。

第2条による改正です。こちらは校外施設の管理事務所の設置に関する規則の関係です。第1条の関係ですが、「月」を取るということで、これは統一して、そういう形にするというものです。第4条のところですが旧規則では「学校教育部」とありますが、そちらを削除して、「教育委員会事務局学務課長」という形になります。

第3条による改正で、教育財産管理規則の一部改正になります。第2条の第1号、「部」のところを「事務局次長」、これは「教育委員会事務局次長をいう」ということです。第2号の「部長」のところを「事務局次長等」ということで、「事務局次長及び中央図書館長をいう」という形になります。第7号のところは「月」を取るということだけのことです。

第4条ですが、これは「学校教育部長」を「事務局次長」に、第2項のところでも同様に「学校教育部長」を「事務局次長」に、「部長」を「事務局次長等」という形に変更いたします。

第5条ですが、管理の文書のところで、「事務局次長等はその所管に属する財産の管理を行う」ということ。

第6条ですが、「学校教育部」を取りまして、「事務局施設課」、第2項のところで総括主任は「教育委員会事務局施設課長」という形に変更になります。

第7条第3項、「学校教育部長」を「事務局次長」に、「学校教育部庶務課経理係長」を「教育委員会事務局庶務課経理係長」と変更いたします。

第8条第3項、「学校教育部庶務課長」を「教育委員会事務局庶務課長」に、第9条「学校教育部長」を「事務局次長」に、第9条第2項の「部長」を「事務局次長等」に変更するものです。

第11条の「部長」を「事務局次長等」に、第14条も同じく「部長」を「事務局次長等」、第2項「学校教育部長」を「事務局次長」、第15条ですが「部長」を「事務局次長等」に、第2項の「部長」を「事務局次長等」にそれぞれ変更するものでございます。

第4条ですが、科学教育センターの処務規則の一部改正です。第4条、「学校教育部長」を「教育委員会事務局次長」に変更するものです。第5条は「指導室長を経て部長に」と

いうところを、「教育委員会事務局指導室長を経て事務局次長に」報告という形に変更いたします。第2項、「そのつど部長」とありますが、「そのつど事務局次長に」ということです。

第5条による改正ですが、こちらは済美教育研究所の処務規則の一部改正です。同じく第5条、「学校教育部長」を「教育委員会事務局次長」に、第9条、「学校教育部指導室長を経由して学校教育部長」とありますが、そちらを「教育委員会事務局指導室長を経由して事務局次長に」という形の変更です。

第6条による改正ですが、これは社会教育委員の設置に関する条例の施行規則の一部改正です。第8条ですが、旧規則では「教育委員会事務局社会教育部振興課において処理をする」となっていますが、そちらを「教育委員会事務局社会教育スポーツ課において処理をする」という形に変更するものです。

第7条による改正です。社会教育センター及び社会教育会館の処務規則の一部改正です。こちらについては社会教育センター、係がなくなりますので、第2条を削除します。第3条で「係」とありますところを「センター」という形に変更するものです。その後、但し書で「ただし、他の課に属するものを除く」という形で規定しておりますが、こちらについては社会教育にかかる事業が、社会教育スポーツ課にもありますので、それとの区別をするために、但し書でこの規定を入れるものです。

「管理係」とありますが、こちらを「センター」という形に変更します。新規則の第7号については、旧規則の「管理係」の第7号と、「事業係」の第2号を、「社会教育関係団体等の育成及び連絡調整」という一本の形にまとめたものです。新規則の第12号については旧規則の「管理係」の第12号と、「事業係」の第1号を一本化して、新しく12号という形に定めるものです。

新規則の第13号の関係ですが、旧規則の事業係の第3号が13号になります。新規則の14号ですが、こちらは旧規則の事業係の第4号です。新規則の15号ですが、こちらは旧規則の管理係の14号が入っています。旧規則の管理係の13号、青少年委員に関することについては、社会教育スポーツ課のほうに移管になりますので、こちらでは落としてあります。

第4条です。旧規則では「センターに所長及び係長を置く」とありますが、係がありませんので、「センターに所長及び次長を置く」という形に変更するものです。旧規則の第4条第3項、「センターに社会教育主事を置く」とありますが、社会教育主事については社会教育スポーツ課のほうに移りますので、この部分は削除になります。あとは削除の関係で前3項、あるいは6号を5号にそれぞれ変更するものです。

第5条については旧規則では「社会教育部長」となっていますが、新規則で「教育委員会事務局次長」という形になります。第2項のところ「係長」を「次長」に、「係」を「センター」にそれぞれ変更するものです。旧規則の第5条第4項ですが、こちらは削除になります。あとはその関係で、それぞれ1号ずつ繰り下げということで、「係」を「センター」にそれぞれ変更しているものです。

第6条については「社会教育部長」を「事務局次長」に変更するものです。

第8条による改正では第4条。旧規則で「社会教育部長」とあるのを「教育委員会事務局次長」という形に変更します。第5条の「社会教育部振興課長を経由して社会教育部長に」というところを「教育委員会事務局社会教育スポーツ課長を経由して事務局次長に」と変更するものです。

第9条による図書館の処務規則の改正です。第6条。旧規則では「社会教育部長を経由し、教育長に」とありますが、「教育委員会事務局次長を経由し教育長に」と変更するものです。附則に戻ります。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。教育委員会の組織改正等に伴い、規定を整備する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等はございますか。特にございませんか。それでは議案第28号はお認めいただいたものとして、日程第2。議案第29号杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第29号杉並区教育委員会公印規則の第一部改正する規則について、ご説明申し上げます。こちらも議案第28号と同様、平成12年4月1日からの教育委員会の組織改正に伴いまして、公印に関する規定を整備する必要があるため、本議案を提案するものです。議案を朗読いたします。

「議案第29号。杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則。杉並区教育委員会公印規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。」

改正内容については新旧対照表でご説明いたしますので、そちらをご覧くださいと思います。

新旧対照表は上段が新規則、下段が旧規則です。第3条については、それぞれ「各部長その他教育機関の長を以下部長等という」のところを「教育委員会事務局次長及び学校そ

の他の教育機関の長以下事務局次長等という」という形に変更しております。第4条は「部長等」を「事務局次長等」に、「引継」のところは「引き継」と間に「き」を入れる形の表記に変えているものです。

第5条、「学校教育部庶務課長」を「教育委員会事務局庶務課長」に変更をしております。それから「つど」を「都度」と漢字に変えております。

第6条については「部長等」を「事務局次長等」に。第7条については旧規則のほうで「毎年4月1日（同日が勤務を要しない日に当たるときは、4月2日）」となっておりますが、特に公印等の関係ですので、このような規定は必要ないということで、「4月1日現在の公印の印影」と改めるものです。

第8条は「部長等」を「事務局次長等」に、第10条は「勤務を要しない日、休日および」とありますが、そちらを「週休日、休日及び」と、「および」を漢字に変更しているものです。

別表の第1ですが、真ん中の7の2の部分ですが、旧のほうで「杉並区教育委員会事務局部長印」とありますが、そちらを「次長印」に変更するものです。その欄のいちばん下の部分、「各部庶務担当課長」とありますが、こちらは「同右」という形に変更するものです。

22のところはいちばん下段の部分で、「振興課長」とありますが、そちらを「社会教育スポーツ課長」という形に変更いたします。

別表第2のところも旧規則では「部課」とありますが、部がなくなりますので、「課」という形に変更いたします。8の2のところは、「事務局部長」とありますが、こちらを「事務局次長」と。9のところ「部課」とあるのを「事務局課」という形に変更するものです。

次頁ですが、こちらは様式の整備です。まず第2号様式ですが、旧規則で「公印の新調（改刻）（引継）申請書」とありますが、そちらを「公印の新調（改刻）申請書」という形に名称を変更しております。それと「教育長殿」を「教育長あて」、「部長等名」を「事務局次長等名」という形に、印は省略ということです。

「次のとおり公印について申請します」とありますが、そこはもう少し丁寧に書かせていただきました。それから使用開始の年月日を入れております。

第4号様式ですが、こちらについては、「殿」を「あて」、「部長等名」を「事務局次長等名」に、印を省略ということです。「お届けします」とありますが、「届けます」という形に変更しております。附則に戻ります。

「附則。1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。2 この規則による改正前の杉並区教育委員会公印規則（以下「改正前の規則」という）。別表第2の規定により作成された公印については、当分の間、なおこれを使用することができる。改正前の規則第2号様式及び第4号様式の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

提案理由。教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定を整備する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ご質問ご意見等がございましたらお願いします。特にございませんか。それでは第29号はお認めいただいたものとして、日程第3。議案第30号杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第30号杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。教育委員会の組織改正及び様式の用語の整理を行うために、本議案を提案するものです。議案を朗読いたします。

「議案第30号。杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則。杉並区文化財保護条例施行規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。」改正内容については新旧対照表でご説明いたします。

上段が新規則、下段が旧規則です。第1条のところですが、これは「月」を削っております。第18条は旧規則で「社会教育部振興課」を「社会教育スポーツ課」に改めます。第2号様式では「教育委員会殿」を「教育委員会あて」という形に変更するものです。

第4号様式、表面のほうですが、こちらは認定書の「殿」を「様」に変更するものです。第8号様式、表面のほうですが、こちらも認定書の「殿」を「様」に変えるものです。

第11号様式については「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に、第12号様式から第24号様式まで、すべて同様の改正で、「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に変更しているものです。第25号様式については「殿」を「様」に変更しております。第26号、第27号、第28号については、先ほどと同様に「教育委員会殿」を「教育委員会あて」という形にそれぞれ変更するものです。附則に戻ります。

「附則。1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。2 この規則による改正前の杉並区文化財保護条例施行規則第2号様式、第4号様式、第8号様式及び第11号様式から第28号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用す

ることができる。

提案理由。教育委員会事務局の組織改正及び様式における用語の整理等に伴い、規定を整備する必要がある。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 はい、何かございますか。それでは議案第30号をお認めいただいたものとして、日程第4。議案第31号杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第31号杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。民法の一部改正に伴います規定の整備、及び報酬額の改定を行うために本議案を提案するものです。議案を朗読いたします。

「議案第31号。杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則。杉並区立学校に勤務する講師に関する規則（昭和49年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。」改正内容につきましては、新旧対照表でご説明します。

新旧対照表の上段が新規則、下段が旧規則です。第6条ですが、旧規則で第1号、「禁治産者及び準禁治産者」とありますが、そちらを「成年被後見人又は被保佐人」という形に変更します。第2号の「禁こ以上の刑」の部分ですが、「禁錮」と漢字に変更しております。

第17条の関係で、旧規則では「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」ということで、都条例を引用していたわけですが、今般当区においても、教育職員の勤務時間、休日、休暇等の条例がありますので、そちらのほうの条例を引用するというので、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、そちらのほうに変更するものです。

第22条の第2号は17条と同様の趣旨で変更するものです。

第25号の第2項、旧規則で学校職員の給与条例第24条第2項という形ですが、こちらも幼稚園職員の給与条例が新設されてきておりますので、「幼稚園職員の給与条例第27条第2項」と、同じく「第30条第2項」という形に、それぞれ区の条例を準用するように改正をするものです。

別表第3の部分ですが、こちらのほうが非常勤職員の第1種基礎報酬額の関係で、それぞれ時間額がいちばん下段に記載してありますが、10円ずつそれぞれ値上げをするもので

す。こちらのほうは東京都の人事委員会の勧告に合わせて、積算をし改定をするものです。附則に戻ります。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。民法の一部改正及び報酬額の改定等に伴い、規定を整備する必要がある。」
以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。ご質問、ご意見等はございますか。

鬼丸委員 確認なのですが、多分これは東京都などに合わせたと思うのですが、成年被後見人と被保佐人のほかに、もう1つ補助という類型ができたわけですが、補助を受けている方については講師になれるという趣旨ですね。

庶務課長 そういうことでございます。ここに規定してありますいわゆる新規則のほうで申し上げますと、成年被後見人又は被保佐人以外の方であれば、大丈夫ということですよ。

鬼丸委員 被補助者であってもよろしいということですね。

庶務課長 はい。

委員長 よろしゅうございますか。それではこれをお認めいただいたこととして、日程第5。議案第32号杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。民法の一部改正に伴う規定の整備、及び建築物環境衛生管理技術者の報酬額の改定を行うために、本議案を提案するものです。議案を朗読いたします。

「議案第32号。杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則。杉並区教育委員会非常勤職員規則（昭和39年杉並区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。」改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の上段が新規則、下段が旧規則です。第3条の欠格条項の部分です。旧規則では「次の各号の1つに該当する者は」とあり、第1号で「禁治産者及び準禁治産者」、第2号で「禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者」という形で規定がありますが、そちらのほうを新規則では、「次の各号のいずれかに該当する者は」という形に変更します。それと第1号の部分は「成年被後見人又は被保佐人」、第2号は「禁こ」をすべて「禁錮」と漢字に、「終るまで」を「終わるまで」と「わ」をおくる。「または」は「又は」と漢字に直しております。「うける

ことがなくなるまで」の「うける」を「受ける」と漢字に直しております。

第3号についても「処分をうけ」の「うけ」を「受け」と漢字に、第4号の部分の「日本国憲法または」の「または」を「又は」と漢字に、いちばん最後のところも漢字にそれぞれ変更するものです。

別表第2のところですが、「建築物環境衛生管理技術者」の欄ですが、報酬の額、年額旧規則では、34万9,800円とありますが、こちらを35万900円に、1,100円アップするものです。附則に戻ります。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。民法の一部改正及び建築物環境衛生管理技術者の報酬額の改定等に伴い、規定を整備する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 質問、ご意見等はございますか。それでは議案第32号をお認めいただいたことにいたします。日程第6。議案第33号杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第33号杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。本議案は民法の一部改正に伴う規定の整備を図るために、提案するものです。議案を朗読いたします。

「議案第33号。杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則。杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。」改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の上段が新規則、下段が旧規則です。まず第1条で「月」を削除したものです。

第2条は括弧書きの旧規則で、「当該幼児に対して親権を行なう者のないときは後見人をいう」というふうな規定ですが、新規則では「親権を行う」と「な」を削除してあります。次も同様です。「後見人」のところについては「未成年後見人」という形で規定を整備しております。

「別記様式」のところですが、新規則では「別記様式（第5条関係）」ということで、条文との関係を明記をしております。「杉並区教育委員会殿」とありますが、それを「杉並区教育委員会あて」という形に変更しております。それでは、附則の方に戻ります。

「附則。1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。2 この規則による改正前の杉

並区立幼稚園の保育料等徴収条例施行規則、別記様式の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

提案理由。民法の一部が改正されたこと等に伴い、規定を整備する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 はい。ご質問、ご意見等はございますか。よろしゅうございますね。それでは33号をお認めいただいたこととして、日程第7。議案第34号杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第34号杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。地教行法第59条の廃止に伴いまして、幼稚園教育職員の任用及び身分取扱いが区の事務になったことによりまして、健康管理についても区長部局の所管になることから、規定の整備を図るために、本議案を提案するものです。議案を朗読いたします。

「議案第34号。杉並区教育職員健康管理規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則。杉並区教職員健康管理規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。」改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表の上段が新規則、下段が旧規則です。第2条です。この旧規則において「教職員とは杉並区立小学校、中学校、養護学校に勤務する校長、園長、教頭等」と規定がありますが、新規則ではこの規則において「教職員とは杉並区立小学校、中学校、及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭」ということで、「幼稚園」と「園長」を削除するものです。

別表第3の関係ですが、こちらについては旧規則の（1）「小学校及び幼稚園の教員」というところですが、「学習指導若しくは保育指導以外の校務を軽減するか、学習指導若しくは保育指導以外の校務に専念させるか、又は学習指導若しくは保育指導以外の校務の分掌」という形の規定がありますが、それぞれ幼稚園に関係する部分、「幼稚園」を削っておりますし、「保育指導」の部分それぞれ削除しているものです。次の部分についても同様で、「幼稚園」と「保育指導」とそちらの文言を削除しているものです。附則の方に戻ります。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。幼稚園教育職員の健康管理については、区長部局の所管となるため、規定を

整備する必要がある。」以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見等がございますか。それでは34号をお認めいただいたことにいたします。日程第8。議案第35号杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第35号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則について、ご説明申し上げます。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行について、具体的に定めるために本議案を提案するものです。議案を朗読いたします。

「議案第35号。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則。」こちらのほうは新規則ですので、概括的な部分のご説明をさせていただきます。ただいま申し上げましたとおり、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の施行について、具体的な定めをするために制定するものです。内容については教員特有の制度と認められるもの以外については、すべて区の職員の制度に合わせて整備をしております。教員特有の制度と認められ、区職員の制度と異なる規定をした部分について、ご説明申し上げます。第2条関係ですが、勤務時間について、「1週間当たり40時間」とする期間を、こちらについては「52週」という形にしてあります。区の職員の場合については「4週間を超えない期間」となっておりますが、幼稚園教諭の場合についてはご案内のとおり完全週休2日制ではありませんので、長期休業期間中に、週休日のまとめ取り等を行う必要がありますので、「52週」としたものです。

年次有給休暇の単位期間の関係ですが、これは13条の関係になりますが、こちらについても学校行事とか教育課程等の関係が年度で管理されているということですので、従前からそれに合わせて、会計年度で管理をしているという経過がありますので、こちらについても会計年度単位で処理をするという形にしているものです。

第15条関係ですが、臨時的任用教員の年次有給休暇についての規定ですが、こちらについては産休育休の代替教員のための規定でして、任用の期間により、それぞれ付与日数が異なっております。なお、区の職員についてはこういう規定はありません。以上3点が、区の職員の制度と異なる教育公務員特有の制度という関係です。

次に従前は区の制度と違っておりましたが、今回、区の制度に合わせて制定した部分があります。そちらについてご説明申し上げます。まず、早期流産休暇ですが、東京都の規

定では早期流産休暇ということで、妊娠4カ月以上の流産の場合について、引き続く7日以内で承認をしていたという制度がありましたが、区にはそのような制度はありませんので、その部分は規定の削除をしております。

第5条の関係ですが、週休日の振替の単位ですが、これまでは東京都のほうでは1日単位での振替ということでしたが、区のほうでは半日単位の振替もやっておりますので、そちらのほうの規定に合わせ、1日又は半日単位での振替という形にしております。

第5条と第11条との関係になりますが、週休日、休日の振替、代休指定の範囲ですが、こちらについては当該週休日、休日の前4週間から後8週間の範囲内でそれぞれ調整をして振替をするという形にしております。従前については前後各2カ月の範囲内という形での規定ですが、前4週、後8週という形に変えております。

20条の関係ですが、母子保健健診の休暇の承認回数の関係です。こちらについては妊娠23週までの間については4週間に1回、24週から35週までについては2週間に1回、36週から出産までは1週間に1回という形にしまして、「出産後1年までは医師等の指示された回数の範囲内」という形で承認をするとしております。従前については妊娠中9回、出産後1日という規定でしたが、こちらについても区の制度に合わせて、ただいま申し上げたような回数に変更するものです。

第23条の関係ですが、こちらについては男子職員の出産支援休暇ですが、こちらを2日以内という形で承認をするというものです。

第25条関係は慶弔休暇の関係ですが、こちらについても都と区では付与日数が異なっている部分がありましたが、そちらをすべて区の日数に合わせております。具体的に申し上げますと、父母の場合、都は7日ですが、それを10日、子供についても同様、都が7日の部分を10日、祖父母は都が3日ですが7日に、孫は都は2日ですが5日、兄弟姉妹は都が3日ですが5日、曾祖父母は都はありませんが区では5日、伯叔父母は都は1日ですが区は5日、甥姪は都は1日ですが3日、従兄弟姉妹等については都はないのですが1日という形で、それぞれ慶弔休暇の日数を定めたものです。

第29条のリフレッシュ休暇関係ですが、こちらについては東京都の場合は長期勤続休暇という形で同様の趣旨でやっておりますが、区のほうでは「リフレッシュ休暇」という形になっていきますので、そちらのほうに合わせております。日数については全く同様です。

いまの長期勤続休暇とリフレッシュ休暇の関係で、附則のほうで経過措置を設けております。附則第4条ですが、12年中に長期勤続休暇を取得できる者については、4月以降もリフレッシュ休暇として、その日数を承認することとしたということ。附則第5条ですが、

12年3月31日現在、54歳以上で25年の長期勤続休暇を取得していない者については、12年度にリフレッシュ休暇を3日承認するということ。附則第3条の関係で、長期勤続休暇、リフレッシュ休暇とは関係ありません。夏季休暇の関係ですが、夏季休暇については平成14年度まで4日としております。東京都のほうは3日という形で条例化されていますが、区のほうでは経過措置で4日という形になっているものです。

大変雑駁ですが、以上が本規則の概要、区との違いの部分ですとか、区との整合性をもたせた部分というところです。附則の方に戻ります。

附則。施行期日ですが、「この規則は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する」と定めております。第3条で夏季休暇に関する経過措置、第4条でリフレッシュ休暇に関する経過措置がそれぞれ定められております。第5条も同じく長期勤続休暇とリフレッシュ休暇との関係の部分です。第6条では様式に関する経過措置ということで、都規則第1号様式から第5号様式までによる用紙で、現に残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができると定めております。

後ろのほうについては、それぞれ申請書等の書式が添付されております。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規定を制定する必要がある。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 いかがでしょうか。質問、ご意見等はございませんか。慶弔規定で、今回都と区が違うという点で、区のほうがいろいろ丁寧で、都は3日なのに区は4日だというような規定がされている。これは小中学校の教員との差はないのですか。

庶務課長 小・中学校の教員については、まだ東京都の勤務時間条例が適用されますので、都の規定による慶弔休暇の日数しか付与されないということです。

委員長 そうすると、正直なところ、幼稚園教員のほうがその点は恩恵を受けるということになるわけですね。

庶務課長 はい、そうです。

委員長 分かりました。

教育長 この規定以下もそうなのですが、条件が少し変わるわけなので、教職員に対する説明というか、前の規定と、区になって変わりますよという説明会というか、そういう徹底はこれからということになりますか。

庶務課長 24日の3時から、それぞれ各園の教頭さんにお集まりいただいて、今回の制度改正に絡みます今のような勤務時間の関係、給与の関係、そういったものの説明はさせていただきます。

大門職務代理者 慶弔の手厚いのはいいのだけれども、区民の批判とか、いまは難しい時代ですよ。民間会社に比べれば相当手厚いでしょう。

庶務課長 そうだと思います。

大門職務代理者 ほかの区との関係はどうですか。

庶務課長 これはすべて、大体共通の準則と申しますか、そちらのほうで定めておりますので、この日数については、23区はすべて共通です。

委員長 よろしゅうございますか。それでは議案第35号をお認めいただいたこととして日程第9。議案第36号杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第36号杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則について、ご説明申し上げます。杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の施行について、具体的に定めるため本議案を提案するものです。

「議案第36号。杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則。」こちらについても新規則ですので、概括的にご説明をさせていただきます。

ただいま申し上げましたように、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例が施行されることに伴い、必要な事項、給与の支給方法ですとか、扶養親族の認定、給与の減額、超過勤務手当等について定めるものです。また、それぞれ必要な申請用紙の様式等についても、合わせて規定をしております。

第2条ですが、給与の口座振替ということで、こちらについては東京都といま区でやっているものと制度的な違いはありません。給与の口座振替の規定も今回盛り込んでおります。

第4条で給与の支給方法の規定になっているわけですが、こちらについては区の規定に合わせております。

第13条のところでは超過勤務手当についての規定があるわけですが、こちらについては特別措置に関する条例で、超過勤務についての制限の規定がありますので、実質的にはこの条例もそうですが、そちらのほうを適用して、超過勤務手当を支給するというようなことはありません。

1時間当たりの給与額の算出の関係ですが、こちらは17条の関係ですが、教員特有の手当と申しますか、義務教育と教員特別手当が教職員の場合には支給されていますので、1時間当たりの給与額の算出の中にも、この義務教育等教員特別手当の月額が算入されると

いうところが、若干区の職員と違って来る部分です。ほかの部分については、区の職員の規則と同様の規定ということです。

附則。第1条、施行期日の関係です。この規則は、平成12年4月1日から施行する。経過措置の関係です。第2条、学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都教育委員会規則第28号。以下「都規則」という。）第4条の規定に基づき作成された特定職員に関する職員別給与簿は、第6条の規定に基づき作成されたものとみなす。

第2項ですが、都規則第8条の規定に基づき作成された特定職員に関する給与減額整理簿は、第12条の規定に基づき作成されたものとみなす。

第3条。都規則様式第1号から様式第4号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。ということで、次以降については、申請書類等の書式を定めたものです。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見等はございますか。それでは議案第36号をお認めいただきましたこととし、日程第10。議案第37号。杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第37号、杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則について、ご説明申し上げます。この規則については、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定を受けまして、幼稚園教育職員の初任給や昇格、昇給に関する基準を定めるためのものです。区職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則については、特別区人事委員会規則で定められており、区の単独の規則という形ではありません。しかしながら、都の学校職員については、東京都の教育委員会規則である学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則と、都の人事委員会規則である学校職員の級別資格基準に関する規則の2つに分けて規定をしております。今回の規定整備にあたっては、東京都の規定の方法を引き継ぎまして、区教育委員会規則と特別区人事委員会規則と2つに分けて定めるものとしたものです。

なお、幼稚園教育職員の級別資格基準に関する規則については、特別区人事委員会で制定の予定で、幼稚園教育職員の職務の級を決定する基準ですとか、初任給を決定する際の学歴区分、職歴の勘算基準等を特別区の人事委員会規則のほうで定めるようになっております。

「議案第37号。杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則。右の議

案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則。」こちらも新規則ですので、概要だけご説明をさせていただきます。基本的には区の職員と同様の規定をしているというのが前提ですが、若干異なる部分がありますので、その部分だけ、ご説明をさせていただきます。

第2条ですが、先ほど申し上げましたとおり、区の規則と特別区人事委員会の規則の2本立の規則で、この辺の整備をしていくということで、第2条第5号で経験年数です。「職員が職員として、その職務に在職した年数（幼稚園教育職員の級別資格基準に関する規則（平成12年特別区人事委員会規則第1号））」という形で、こちらのほうでこの部分については、特別区で定める人事委員会規則を使っていくという規定をしております。

第3条、第4条については、給料表が教育公務員の給料表ということですので、級別標準職務表ですとか、初任給基準が異なっております。こちらについては別表の第1、第2の関係です。いちばん後ろの、67頁の別表第1、第3関係のところ、幼稚園教育職員給料表級別標準職務表ということで、職務の級ごとにそれぞれ定めております。別表第2のほうは、初任給の基準表です。これもそれぞれ教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師という形で、それぞれ学歴等に関連しての初任給の定めがされているものです。

第10条関係で特別昇給の関係です。こちらについては基本的にはいま区で行っています特別昇給の制度を使っていくということになりますが、教員特有の制度として、研修終了時特別昇給というものがあります。そちらについては従来どおりの内容で残しております。こちらのほうには明文の規定はありませんが、考え方として、ただいま申し上げました研修終了時特別昇給というものを想定をしております。こちらについては初任者研修、現職研修一部、現職研修二部等を、特に良好な成績で終了した一定の在職年数を満たす教員に対して、3月の短縮を行う。そういった制度になっており、そちらを盛り込むということです。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見等がございましたらどうぞ。現在の幼稚園の先生たちの給料が新しくこの表によって規定されることによって、不利益を被るということはないのですか。

庶務課長 それはございません。

委員長 よろしゅうございますか。それでは37号はお認めいただいたことにします。日程

第11。議案第38号。杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第38号、杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則について、ご説明申し上げます。この規則は勤務時間条例で定めます休日、年休、病気休暇、特別休暇以外の事由で、給与減額を免除できる場合の基準を定めるために提出するものです。

「議案第38号。杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則」です。こちらについては区の職員については、特別区人事委員会規則で任命権者が、職員の給与の減額を免除することができる場合の基準という形で定められていますが、学校職員については、従来東京都教育委員会の規則で定めてあります。その関係で、都の規定方法を引き継ぎまして、区教育委員会規則で規定をするために、この規則を定めるものです。内容については区の職員と同様ですが、教育職員特有の制度として、「教育公務員特例法第21条の規定に基づき教育に関する兼職等を行う場合」、これが加わっております。こちらについては70頁に別表(第2条関係)ということではありますが、その第13号の部分です。こちらが区の制度にない教育公務員特有の制度というものです。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見等はございますか。よろしゅうございますね。それでは第38号をお認めいただいたこととします。日程第12。議案第39号杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第39号杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員の管理職手当の支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について、定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第39号。杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。」

杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則です。こちらについては第2条で範囲

及び額ということで、「管理職手当の支給を受ける者の範囲は、別表に定めるとおりとする」ということで、73頁に別表（第2条関係）ということで、園長が100分の20、教頭が100分の13という形で、それぞれ受ける者の範囲と手当の額が定められているものです。支給方法については第3条で、「管理職手当の支給については、給料支給の例による」ということ。第4条で「職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給しない」という規定があります。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 質問ご意見はございますか。73頁の別表を見ての質問ですが、園長7人は杉並区の場合は兼職ばかりでしょう。それで100分の20というのは、小学校の校長としての給料の100分の20ということではないでしょうね。

庶務課長 違います。これは幼稚園の幼稚園教諭の給料表がありますので、そちらのほうの給料表を適用して計算をするということで、杉並区の場合については、小学校の校長先生が兼務されていますので、基本的には園長という形の区の職員としての園長はいないわけです。

委員長 兼務の園長ということですね。

庶務課長 そうです。ですから、小学校の校長さんが兼務をされているものについては、小学校長としての管理職手当をいただいているわけですので、こちらのほうの規定による園長としての管理職手当とか、そういったものは一切適用はされません。

委員長 適用はされないというわけですね。麗々しく「園長」などと書いてあるから、校長さんたちは喜ぶかと思って聞いたわけです。

鬼丸委員 ということは、園長兼務でもプラスアルファがないということですか。

庶務課長 そうです。

鬼丸委員 気の毒です。

委員長 ボランティアです。これはいかにももらいそうな感じで書いてありますね。分かりました。ほかにありませんね。それではお認めいただいたことにして次に移ります。日程第13。議案第40号杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第40号杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員の調整手当の支給額及び支給方法について定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第40号。杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則。右の議案を提出する。
平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則。」第2条、支給額です。「調整手当の支給額は、職員が受けるべき給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の12を乗じて得た額とする」。支給方法。「調整手当の支給については、給与支給の例による」ということで、こちらについては私どもと全く同様です。都と区での違いはありません。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 何かございますか。

鬼丸委員 大変基本的なことを伺うのですが、調整手当というのはどういう性質のものなのですか。

委員長 教員特有のものなのですね。

学校教育部長 これは勤務地によって、国家公務員もそうなのですが、東京とか大都市は物価が高いということで、国家公務員等は全部同じ給料表を使っておりますので、勤務地によって、物価等のそれを跳ね返らせるということで調整ということです。例えば東京に勤務地がある場合には12%、この地域については何パーセントという形で、幾つかにランクが分かっているわけです。地方公務員もそれに倣うということで、同じ形でということです。

鬼丸委員 ただ、杉並区の場合は、例えば北海道の場合に寒冷地手当とかがありますね。そういうのがあるのは分かるのですが、杉並区内の調整手当というのがよく理解できなかったのですが、どういう趣旨なのかということですが。

学校教育部長 東京都の場合ですと、例えば小笠原とかはかなり違った勤務地があります。杉並区の場合でも、例えば富士学園とか、弓ヶ浜でも同じ12%を支給しているという実態があります。

鬼丸委員 そうすると、この調整手当というのは、ほとんど全員に出るということですか。

庶務課長 はい、そうです。

鬼丸委員 あまり突っ込んではいけないところかもしれませんが。

丸田委員 よく組合のほうでも東京は出るけれども、千葉は出ないとか、それは東京は物価が高いけれども、千葉は安いからとか。

鬼丸委員 そうすると、地方公務員を全国的に見て調整するという、そういう性質という

ことですか。

学校教育部長 そうですね、よく国家公務員と地方公務員の給料等が比較をされますので、基本給というか、それは大体国家公務員等と似通った点だとか、それと比較考慮をして、水準を決めている。そういう中で、やはり東京のような大都市は物価が高いということで、調整率が決まっているというわけです。

丸田委員 沖縄もだいぶ付いています。

学校教育部長 沖縄も物価は高いほうではないですかね。暑いから。寒冷地の反対で。

庶務課長 そのとおりなのです。これは手引きの中身でいきますと、調整手当のところですが、「調整手当とは、物価及び生計費の特に高い地域に在勤する職員に対して、一種の地域手当として支給される手当である」という説明で書かれております。

鬼丸委員 ありがとうございました。あまりにも基本的なことを聞いたりして。

庶務課長 都のほうの学校職員の調整手当に関する規則というのがあるのですが、そちらのほうでいきますと、東京都でも多摩地区と、比較的都心に近い市とでは差がありまして、例えば八王子、立川、武蔵野、三鷹といった所は100分の12ですけれども、青梅、福生、武蔵村山、羽村の辺は100分の10だとか、あるいは同じ東京都でもあきるの市、瑞穂、日の出の辺は100分の6とか、そんな形で地域格差にも配慮をして率を定めているようです。

委員長 よろしゅうございますね。それでは議案第40号をお認めいただいたものといいたします。日程第14。議案第41号杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第41号杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員の管理職員が週休日、又は休日に出勤し、振替による代休が取れなかった際に支給する管理職員特別手当の額を定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第41号。杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則。」こちらについては先ほど申し上げましたとおり、週休日、あるいは祝日等に出勤をし、代休が取れなかった場合について支給されるものです。第2条。「条例第23条第2項の教育委員会規則で定める額は、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の占める職に応じて定められた次の各号に掲げる管理職手当の支給割合の区分に応じ、当該各号に定める額とする」ということで、1号100分の20の場合は1万、2号、100分の13の場合は7,000円というこ

とです。

第2項で「条例第23条第2項ただし書の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする」ということとして、こちらについては6時間までは、ただいま申し上げましたとおり、園長が1万、教頭が7,000円という形になるわけですが、6時間を超えた場合については、園長が1万5,000円、教頭が1万500円という形の管理職員特別勤務手当を支給するというものです。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 何かございますか。兼務している園長さんが幼稚園の運動会を日曜日にやったと、これは園長さんも適用されるのですか。

庶務課長 園長先生についてはまだ身分が東京都の教育職員ということですので、この条例の適用には基本的にはならないのです。あくまでもこれは杉並区教育委員会が任命権者である園長、教頭という形になりますので、直接この規定から管理職員特別手当が支給されるということにはなりません。あとは東京都の規則のほうで、その辺がどういうふうに定められているかによりまして、兼務されている校長先生が、休日等に出勤をして勤務をした場合、振替が取れなかった場合に補償といたしますか、それがどういうふうな形をとられているか、については都の規則によるということですので。

委員長 そうすると、これまではそういうものでやっていたわけですか。

庶務課長 従前は幼稚園教員についても、都の条例規則の適用を受けていますので、そちらのほうで取り扱いをしていたわけですが、今般は身分の取り扱いが区のほうにまいりまして、区の職員という形になりますので、教頭先生以下については、うちの条例規則の適用を受けるという形になりますから、休日等に勤務して、振替ができなかった場合については、こちらのほうの規則に基づいて、手当が支給されるという形になります。

委員長 教頭さん以下はそうですね。園長はあくまであなたは別よということになるわけですね。

庶務課長 そうということですよ。

委員長 分かりました。それでは、議案第41号はお認めいただいたものといたします。日程第15。議案第42号杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則について上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第42号杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関す

る規則について、ご説明申し上げます。期末手当の支給対象外職員、あるいは基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間、支給割合、在職期間、給与月額の意味、職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合、支給日等について定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第42号。杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則。」こちらも新しい規則ですので、概括的にご説明申し上げます。

基本的な部分については区の職員の制度と合わせる形で規定をしております。支給割合については、東京都と区のほうで若干違っておりますので、そちらについては区の規定に合わせております。そちらは第4条の関係です。第5条の在職期間の関係ですが、こちらについては都と区で相違はありませんで、同様の考え方です。

第10条の給料月額の意味のところですが、杉並区職員の期末手当に関する規則第6条、1号に相当するもの、要するに結核休養中の職員の関係の部分ですが、幼稚園教育職員については、結核休職制度がありますので、区のいわゆる結核休養とはまた制度が別になっておりますので、その部分を除いた他の規定については、すべて区の規定と全く同様ということです。ただ、ただいまも申し上げましたように、結核休養中の職員、あるいは結核休職との関係もありますので、その部分の規定が違うということです。

第11条の職務段階別加算のところですが、こちらについては教育職員特有の加算ということで、都の制度をそのまま引き継いでおります。

残りの部分については区の制度と同様の規定の仕方しております。

附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。その後については支給割合の関係の規定、あるいは通知関係の書式の規定です。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見等ございますか。よろしゅうございますか。お認めいただいたこととして次へ移ります。日程第16。議案第43号杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第43号杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則について、ご説明申し上げます。こちらについては勤勉手当の支給対象外職員、基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間、支給割合、勤務期間、減額率、一時差し

止め処分の手続、給与月額の意味、職務段階に応じた加算の対象職員及び加算割合、支給日等について定める必要がありますので、本議案を提案をするものです。

「議案第43号。杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則。」こちらについても基本的な部分については区の制度と同様の考え方で定めているものです。支給割合、あるいは第4条の支給割合、第5条の勤務期間、こちらについては区の規定にそれぞれ合わせております。結核休職期間のある職員のある支給割合については、教育職員特有の制度ですので、この部分の規定が入っていること、それと第11条のところで、職務段階別加算については先ほどの期末手当と同様、教育職員特有の加算等がありますので、都の制度を引き継いだ形での規定をしているということです。なお、都の規則にある成績率については、導入はしておりません。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 何か質問、ご意見等はございますか。特にございませんか。それでは議案第43号をお認めいただいたものといたします。日程第17。議案第44号杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第44号杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員の住居手当の支給範囲、届出、支給方法等について定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第44号。杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則。」こちらについては第2条で支給範囲が定められています。それぞれ世帯主、あるいはこれに準ずる者という形で支給対象を定めております。支給額の関係ですが、扶養親族がある者については8,500円、扶養親族のない者については8,000円という形で条例のほうで規定をしております。

第6条の支給方法のところですが、「住居手当は、条例第19条第1項の規定により給与が減額される場合においても、減額をしない」という形で、こちらのほうは都の規定と違い、区の規定に合わせて給与が減額される場合においても減額はしません、という形で定めているものです。

「附則。施行期日。第1条、この規則は、平成12年4月1日から施行する。経過措置。第2条、学校職員の住居手当に関する規則第3条の規定に基づき特定職員により行われた届出は、第3条の規定に基づき行われたものとみなす。」ということで、120頁に住居手当の届出の書式が定めてあります。

「提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 質問、ご意見等はございますか。それでは44号をお認めいただいたものといたします。日程第18。議案第45号杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第45号杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員への義務教育等教員特別手当の額及び支給方法について、定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第45号。杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則。」第2条のところですが、義務教育等教員特別手当の月額ということで、「義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（職務の級の最高の号給を超える給料月額を受け取る職員にあっては、その者の属する職務の級の最高の号給）に対応する別表に掲げる額とする」ということです。

第3条で支給方法ですが、「義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する」ということで、124頁に義務教育等教員特別手当の額がそれぞれ号給ごとに定めてあります。こちらのほうに基づいて支給をするというものです。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 質問、ご意見等はございますか。

丸田委員 これは内容的にどういうことなのですか。

庶務課長 義務教育等教員特別手当の考え方だと思いますが、こちらについてはいわゆる幅広く有用な人材を確保するために、付加的要素をもたせた形で、一種の職務手当的な考え方で支給をされるもので、全教員に支給をされるものです。

鬼丸委員 幼稚園だから、義務教育でないのに義務教育等教員特別手当というのは、とても何か矛盾を感じるので。いまお聞きすると、要するに幼稚園の先生も級を上げてしまえばいいのではないかと、簡単にいうとそんな感じを受けるのですが、どうなのですか。こういうふうにはしなければならない理由はあるのでしょうか。

庶務課長 基本的にはたしか田中角栄さんが総理大臣のときに作った法律だと思うのですが、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法というのがあります。そちらのほうでいわゆる義務教育小学校に勤務する教職員について、幅広く有用な人材を確保するために手当を支給しますという形の法律があります。幼稚園教員の場合には直接この法上の規定はありませんが、たしか国の国家公務員の一般職員給与法の中に、幼稚園教員についても、一般の教職員と同様の手当を合わせて支給をなさよという規定があり、それに基づいて、直接的には先ほどの法律の適用は受けませんが、そういう他の法律等を追いかけて行きますと、最終的にその幼稚園教員についても、この義務教育等教員特別手当を、均衡上支給をするというような規定になっています。説明がうまくできないのですが、一般職の職員の給与に関する法律、これは国家公務員のほうの関係なのですが、その第19条の9の第3項のところに、「学校教育法に規定する高等学校、幼稚園又は盲学校、ろう学校もしくは養護学校の高等部、もしくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。」という形で規定がありますので、これを受けて幼稚園教育職員についても、義務教育等教員特別手当を支給していくという考え方になります。

鬼丸委員 何かネーミングがおかしいかなという感じがしますが。

庶務課長 これもたしか条例審議のときに、文教委員会の委員さんからも幼稚園は義務教育ではない。何で出すのだというご質問もありましたが、基本的な部分については、考え方としてはやはり広く有用な人材を確保するためにということで、支給をしていくものである、というお答えをさせていただいております。

鬼丸委員 発想には大いに賛成いたしますが。

委員長 よろしゅうございますか。議案第45号はお認めいただいたこととして、日程第19。議案第46号杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第46号、杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員の特殊勤務手当。いわゆる教員特殊業務手当になるわけですが、こちらの支給額及び支給方法について定める必要が

ありますので、本議案を提案するものです。

「議案第46号。杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則。」第2条、教員特殊業務手当の支給額等ということで、「教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第17条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする」。

第2項、「条例第17条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2上欄に掲げる支給範囲に応じ、同表下欄に定める額とする」ということで、127頁にそれぞれ勤務に従事する日、業務の程度、支給範囲が記載されております。こちらについては幼稚園教育職員が大きな災害等があったときに、緊急業務でその業務に従事した場合について、支給をされる手当ということです。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 質問、ご意見等がございますか。それではお認めいただいたことにして次に移ります。日程第20。議案第47号杉並区幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第47号杉並区幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員が病気退職、刑事退職された際の給与の支給について定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第47号。杉並区幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の退職者給与支給に関する規則。」第2条ですが、病気等による退職者の給与ということで、「職員が地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職期間のうち、退職された日から2年に限り、給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれの100分の80に相当する額を支給する」。

第3条は刑事事件による退職者の給与関係です。「職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職期間中、給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれの100分の60に相当する額を支給する」ということです。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴

い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 何か質問、ご意見等がございますか。それでは第47号をお認めいただいたことにいたしまして、日程第21。議案第48号杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則を上程いたします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第48号杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則について、ご説明申し上げます。幼稚園教育職員の教職調整額の支給方法等について、定める必要がありますので、本議案を提案するものです。

「議案第48号。杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則。」第2条、教職調整額の支給方法です。「条例第3条第1項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する」ということです。なお、教職調整額については、杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例において、額等が定めております。したがって、規則のほうではその支給方法を定めるというものです。

「附則。この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由。杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の施行に伴い、規則を制定する必要がある。」以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 何かございますか。それでは48号の議案もお認めいただいたことといたします。ここで幼稚園の教育に関すること、組織改変に関することがすべて終わりましたが、総括的に何かございましたら、規則の変更とか、用語とかそういうこともありまして、考えておいてください。私から幼稚園のことがいっぱい出たのだけれども、これはもう前から事務当局へもそういう話はきているのだらうと思うのですが、園長の仕事というのなかなか負担が多いような気がするのです。園長の手当というのは杉並だけで決められるわけではなくて、23区が連動してやっているのだらうけれども、現在のところ、園長手当というのは庶務課長、どのくらい出ているのですか。

庶務課長 いま小学校の校長先生が兼務されておりますが、今年度までなのですが、園長兼務手当ということで月額2,500円が支給されております。ただ、こちらの手当についても、東京都のほうで見直しを行い、平成12年度からは支給しないという形になりますので、12年度以降については園長兼務手当も全くなくなります。

委員長 そうなのですか。見直しというのはそういうこともあるのですね。見直すというのは良くなるのかと思っていたら、認識が甘かったです。これは区としては、何か検討す

るわけにはいかないわけですか。区の幼稚園がそういうことになったということになれば、園長だって、区として杉並第二小学校の校長さんには幼稚園の園長もお願いしますということをお願いわけでしょう。やはり都の範疇になってしまうわけですか。

庶務課長 基本的には杉並区としては専任の園長は置かないで、現行どおり、小学校の校長先生に兼務をお願いをしたいというのが私どもの基本的な考え方になっております。手当の関係ですが、先ほど申しましたように、身分が小学校の校長先生の場合は、東京都の教職員という身分ですので、区のほうから何らかの手当的なものの措置をするというのは、ちょっと難しいのかなと思っております。

委員長 兼務されている小学校の校長先生たちはそれは納得しているわけですね。

指導室長 議案のほうは伝えてありますので、理解いただいているというふうに思っております。

委員長 全都的にですね。

指導室長 これは幼稚園だけではなく、都立学校とか、併設されている学校、そういう学校の校長さんも同じ形になるのではないかと思います。

委員長 例えばいわゆる身障学級を併設している学校の校長さんもですか。

指導室長 はい。

委員長 南伊豆健康学園の西田小の校長さんも、そういうものは一切なくなるということですか。

指導室長 はい。

委員長 そうですか。分かりました。では日程第22。議案第49号。教育財産の用途廃止について、施設課長お願いします。

施設課長 ただいま上程されました議案第49号について説明いたします。

議案第49号は教育財産の用途廃止ですが、泉南中学校の南校舎の耐震改築に伴いまして、あらかじめ現在の校舎を取り壊すための手続です。なお、これに先だち、文部省の補助金受給建物の財産処分報告を行いまして、平成12年2月25日をもって、国のほうの処分手続を完結したとの通知を受けております。また、スケジュールとしては、現在仮設校舎の建設が終わり、引っ越しの段階に入っておりますが、この手続が終わり次第、5月から7月にかけて解体除却し、その後約5カ月遺跡調査を行い、本格着工は12月ごろからの予定となっております。議案を朗読いたします。

「議案第49号。教育財産の用途廃止について。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

教育財産の用途廃止について。左記の教育財産を用途廃止する。

記。一、用途廃止する財産の表示。分類、行政財産。名称、区立泉南中学校。以下記載のとおりです。

二、用途廃止年月日。平成12年3月29日。

三、用途廃止後の取扱い。杉並区公有財産管理規則第8条第1号の規定により、総務部経理課長に引き継がず、教育委員会において保管する。

提案理由。泉南中学校の校舎耐震改築工事のため、現在の校舎を取り壊す必要がある。」以下、取り壊す校舎の図面等が付いております。ご参照ください。以上です。

委員長 質問、ご意見等はございますか。それでは49号をお認めいただいたことといたします。日程第23。議案第50号。事務局参事の設置について、庶務課長お願いします。

庶務課長 ただいま上程になりました議案第50号。事務局参事の設置についてについて、ご説明申し上げます。先般の教育委員会組織改正のときにご説明申し上げましたように、教育に関しましてはさまざまな課題があるわけです。そのために、教育行政課題の総合調整等を行うために、事務局に参事（部長級職員）を設置するものです。

「議案第50号。事務局参事の設置について。右の議案を提出する。平成12年3月22日。提出者、杉並区教育委員会教育長與川幸男。

事務局参事の設置について。杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）第3条第2項の規定に基づき、左記のとおり設置する。

記。平成12年4月1日付。教育委員会事務局参事（特命事項担当）。

提案理由。教育行政課題の総合調整等のため、設置する必要がある。」なお、3頁目に教育委員会の組織図を参考のために付けておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上です。よろしく願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見等はございますか。特になければお認めいただいたこととして、以上で議案第50号までの審議を終わることにいたします。

続いて報告事項が3件ほどありますのでお願いいたします。

「平成12年度杉並区学校給食の標準について。」学務課長お願いいたします。

学務課長 平成12年度の杉並区学校給食の標準について定めまして、学校へ通知しましたので、ご報告申し上げます。まず標準食単価ですが、今年度については牛乳の補助金が減額になるということ、おかず代については経済企画庁の物価見通し0.3%の上昇を見込み、若干の増ということになっております。標準食単価ですが、低学年212円ということで3円増。中学年が228円で3円増。高学年が244円で4円増。これについては端数処理の関係

で低学年中学年より1円高くなっております。中学校が284円で2円増。中学校について小学校より低いのは、おかず代について積算すると11年度の実積単価が低かったことによるものです。多様化給食については、これらの金額に対して3割増という形で定めております。

2番の標準年間給食回数は登校日から土曜日、あるいは行事日等を除いた回数ということで、平成12年度は小学校が192回、中学校が180回を予定しております。この積算にあたっては、下記3番に書いてあります平均栄養所要量、学校給食の標準食品構成によって算出しております。以上です。

委員長 ご質問等がございますか。牛乳の補助金がカットされるわけですか。

学務課長 現在の情報ですと、1学期分だけ決まっており、半額カット、2学期以降はまだ決まっておりませんが、その金額で算定しております。

委員長 半額というのは幾らなのですか。

学務課長 補助金の額の半額です。181日から215日で、回数によって違いますので、その部分でいきますと、従来5.88円1本当たりの補助金ですが、これが2.94円になるということとです。

委員長 1本がですか。それがカットされるということですか。

学務課長 はい、そうです。

委員長 およそ3円ということですね。

学務課長 それが国庫補助金の関係で、もう1つ、良質牛乳奨励金というのがあります。

これは従来0.90円出ていたのですが、これは日数に関係ありません。これもやはり半額ということで、これが0.45円になるということとです。

委員長 よろしいですか。では、次のご報告をお願いいたします。「平成12年度耐震補強事業について。」、施設課長お願いいたします。

施設課長 それでは平成12年度の小中学校の耐震補強工事についてご報告いたします。1として実施校ですが、記載の杉三小ほか4校です。それぞれの棟ごとに右側に示した補強の方法及び箇所で行ってまいります。新泉小学校を除く4校については、体育館も補強いたします。なお、向陽中については4階建てで、補強量も多く、1カ年の夏休みでは補強が完了しないということで、13年度の夏休みに西側の棟の工事をします。新泉小については、11年度の夏に体育館と東側の棟の補強工事を終了していますが、12年度は北側の校舎の補強工事を行い、2カ年かかって補強工事を行うこととなります。

予算の概略ですが、西宮中、泉南中を除いて、約5億4,800万余、対前年で173%、耐震

補強工事については73%増です。

2としてスケジュールですが、図で示していますように、準備は4月に入ってすぐに行いまして、実際の工事は夏休みを中心として工事を行うということになっております。

大門職務代理者 学校視察に行ったときに、ちょっと評判の悪かったこのX型のやり方は、相かわらず続くのですか。

指導課長 ブレースというすじかいでやる方式と、コンクリート壁を作る方式等がありますが、コンクリート壁ですと、かなり重量が増して、杭が場合によってはもたないというようなこともあり、これは杉並だけではなく多くの自治体でブレースが主流となっております。

大門職務代理者 あのX型の三角のものをブレースというのですか。

施設課長 はい、ブレースと言います。

委員長 よろしゅうございますか。それでは3番目の報告、「社会教育施設の工事について」、社会教育センター所長お願いします。

社会教育センター所長 記載のとおり、ワイヤーロープの交換工事を行いますので、8月に2期に分けて、工事を予定し、ホールはこの間使用できません。なお、なぜ2期に分かれているかといいますと、8月12日に催しものが入っており、それを移せないというところがあり、2つに分けているものです。以上です。

委員長 それではここで、緊急の報告があります。

学校教育部長 本年度第1回定例会を昨日終了いたしました。本会議通過後、今回の予算審議ということで、予算特別委員会が開かれまして、教育関係も非常に多く議論がされました。これについては本日時間がございませんので、また改めて次回にその内容についてはご報告申し上げたいと思います。1点だけ、予算特別委員会の中で、今回も学校選択の自由化等が大変議論になりました。なお、区長が昨年の就任時の所信表明、また本年度12年度の予算編成の基本的な考え方の中で、学校選択の自由化については懇談会を設置して、十分議論をしていただくということで、かなり自分の考え方を鮮明に打ち出されておりますので、それについて教育委員会として、どういう考え方を持つのか、教育委員会の中で議論がされていないので、その考え方が区民にとって分からないというような強いご指摘がございました。これについては非公式に本委員の先生方に意見交換等を、区長と懇談するというようなことで、いろいろ非公式には議論していただいておりますが、やはり公式な場、教育委員会の場で議論すべきではないかという非常に強い意見、考え方がありました。そういうことで、今後の教育委員会において、我々事務局サイドでも、いまトピックス的

にいろいろな教育の改革といいましょうか、いろいろな動きがいろいろある中で、そういうようなものについてはできるだけ材料を揃えて、委員の先生方にいろいろ議論をしていただく材料については揃えたいと思っておりますので、その運営については、また改めて12年度という形でやっていこうということで、委員会として議論をしていただければと思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。このことについて何かありますか。

大門職務代理者 側聞しているわけですが、ここへ正式の会であれば報告か、議案かですが、そのどちらにも私は馴染まないと思って一度も発言していないわけです。ご報告がなければ質問できないし、議案として出てくれば、どちらかに決めなければいけないわけでしょう。だから、そういう意味で、委員会にそもそもいきなり出すときにどういう形式がいいのか、委員会でいいのか、委員協議会というか、委員会でない全員の会議がいいのか、そういうことも含めて考えなければいけないと思うのです。

学校教育部長 またその素材については、事務局としても材料を提供したいと思います。

委員長 今日のところは議会で相当この問題が話題になったというところで、あとはいろいろ勉強しておいてください。次回についてお願いします。

庶務課長 次回の日程は3月27日(月)、前回10時からということをお願いをしておりましたが、1時間早めていただき、9時から臨時会をお願いしたいと思います。それから先ほどの議案のところ、冒頭申し上げればよかったのですが、新しく制定する幼稚園職員の勤務時間等の施行規則の関係ですが、議案第35号から議案第48号までの各議案については、事前に特別区人事委員会に協議をしておりまして、私どもの申請どおり承認をするという同意書を委員の先生方の机の上に置いておりますので、そちらのほうも後ほどご覧をいただければと思います。以上です。

委員長 長時間にわたってご苦労さまでした。閉会にいたします。